

児童発達支援センター 整備運営事業者公募要項

(令和7年度整備事業)

令和6年1月

君津郡市広域市町村圏事務組合

目 次

1. 公募の趣旨	1
2. 公募の内容	1
(1) 施設整備	1
(2) 運 営	2
(3) 開設時期	2
3. 施設整備に対する組合の補助	3
4. 応募要件	3
(1) 応募資格	3
(2) 応募の制限	3
5. 公募のスケジュール	4
6. 提出書類	4
7. 審査・選定方法	5
8. その他	6
9. 申し込み・問い合わせ先	6

【書式】

様式1 説明会参加申込書	7
様式2 質問書	8
様式3 辞退届	9
(別紙) 審査項目及び評価の視点	10

1. 公募の趣旨

君津都市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）では、昭和51年9月に、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「構成4市」という。）の市域（以下「圏域」という。）における児童発達支援の中核的な施設として、現在の児童発達支援センター「きみつ愛児園」を開設し、障害のある児童やその家族への支援に取り組んでまいりましたが、建築から47年が経過し、施設の老朽化が進んできたため、今後長期にわたる運営が困難な状況となっています。

また、令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、児童発達支援センターにおいても医療的ケア児への対応が求められるなか、今後児童発達支援センター事業をより柔軟で専門的に推進していくためには、民間活力の導入を図っていくことが必要不可欠となっています。

これらを踏まえ、令和4年12月に開催した構成4市の市長会議において、民間事業者による新たな児童発達支援センターの整備・運営に関する基本的な方向性が決定されました。

本公募は、その方向性に則り、自ら圏域内に新たな児童発達支援センターを整備し、当該施設を安定かつ継続的に運営する事業者を、プロポーザル方式で選定するものです。

2. 公募の内容

(1) 施設整備

① 施設規模等

定員60名程度の福祉型児童発達支援センターで、千葉県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（昭和24年12月21日条例第85号）第81条に規定する基準を満たしていること。

ただし、令和6年4月から改正児童福祉法が施行され、福祉型と医療型の一元化が行われることを踏まえ、そのことに十分対応できる施設整備となるよう留意すること。

② 事業用地

用地は、圏域内において事業者自身が確保すること。

民有地の賃貸借契約については、事業継続の支障とならぬよう、開設までに地上権の設定を行うこと。

なお、公共用地の活用を検討している事業者は、事前に組合までご相談ください。

③ 施設整備費

設計・工事等に係る費用は事業者負担とし、「次世代育成支援対策施設整備交付金」を最大限活用すること。

* 組合による施設整備費補助金については、第3項を参照

④ 留意事項

- ・ 工事に関する法令、整備する自治体の関係条例等を遵守すること。
- ・ 工事請負契約等については、本組合の規則等に準拠して行うこと。
- ・ 駐車場は、保護者送迎用・従業員用のほか施設運営に必要な台数分を整備すること。
また、緊急時に利用する車両スペースも確保すること。
- ・ 工事に際しては、地域住民に整備内容を丁寧に説明し理解を得るとともに、周辺の交通環境に支障がでないよう配慮すること。

(2) 運 営

① 実施事業

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業
- ・ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援事業
- ・ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 千葉県障害児等療育支援事業実施要綱に基づく外来療育相談支援事業

② 提案事業

当該施設の効用を高めるため、事業者が自らの判断により、自主事業を提案することができる。ただし、提案された事業の実施に関しては、改めて組合と協議を行い決定するものであり、自主事業の実施を条件とした応募は認めない。

③ 給 食

児童発達支援センター内に調理室を設け、施設内調理により給食を提供すること。

④ 送 迎

送迎を必要とする児童に対しては、バスによる送迎を実施すること。

⑤ 特別な支援を要する子どもへの対応

医療的ケア児及びその保護者に対する支援体制を整備すること。

⑥ 利用料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること。

※ 事業運営の経費に対する補助は予定しておりません

(3) 開設時期

令和 8 年 4 月（予定）

3. 施設整備に対する組合の補助

組合では、本事業に対し、以下の条件により施設整備費の補助を行う予定です。ただし、この補助制度は当組合議会の議決を前提としているので、公募時点では確定しておりません。

対象経費	補助率	上限額(千円)
①～④の合計から国・県の補助金・交付金等を除いた額 ① 建設工事費 ② 設計業務委託費 ③ 工事監理業務委託費 ④ 園庭・駐車場整備その他組合管理者が必要と認める付帯工事に要する経費	2分の1	240,000

4. 応募要件

(1) 応募資格

応募時に、次の条件をすべて満たすこと。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- ② 圏域内に、施設整備が可能な土地を確保できること。
- ③ 児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援施設を3年以上運営した実績を有すること。
- ④ 法人全体の財務内容において、直近3会計期間連続して損失計上がなく、債務超過となっていないこと。
- ⑤ 法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 児童発達支援事業に熱意と識見を有し、施設の安定的な運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- ⑦ 構成4市の障害児福祉計画の内容を十分理解し、目標達成に向けた取り組みに積極的に協力すること。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する事業者は応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する。
- ② 児童福祉法第21条の5の15第3項各号に定める事項に該当する。
- ③ 法人の役員又はその長に、君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例（平成28年2月29日条例第3号）第2条第2号・第3号に該当する者がいる。

5. 公募のスケジュール

(1) 募集の開始

令和6年2月15日(木) 公募要項及び申請書類様式を組合ホームページに掲載
(<https://www.kouiki-kimitsu.jp/>)

(2) 説明会の開催

令和6年3月8日(金) 午後2時～ 組合会議室

* 令和6年3月6日(水) 午後5時までに、「説明会参加申込書(様式1)」を電子メールまたはFAXにより提出ください。

(3) 質問の受付

令和6年3月8日(金)～15日(金)

* 「質問書(様式2)」を持参・郵送・電子メールにより提出

(4) 質問の回答

令和6年3月18日(金)～22日(金) 組合ホームページに掲載

(5) 応募書類の受付

令和6年4月26日(金) 午後5時必着

* 組合企画財政課へ持参又は郵送

(6) 提出書類

提出書類については次項のとおり。ただし、組合管理者が必要と認める場合は、別途資料の追加を求める場合があります。

6. 提出書類

(1) 必要書類

別冊「児童発達支援センター整備運営事業者公募にかかる提出書類様式集」の提出書類一覧表のとおり

(2) 提出部数

提出部数は9部(正本1部・副本8部)とします。

(3) 提出書類の体裁

- ① 書類は原則としてA4版とし、図面等でA3版のものはZ折りにすること。
- ② 全体にページを付け、目次を付けること。

- ③ 提出書類一覧表の大項目ごとに仕切り紙を入れ、項目番号のインデックスを付けて、バインダー等で綴ること。
- ④ バインダーの表紙及び背表紙には、「児童発達支援センター整備運営事業者応募書類」と記載し、法人名を記入すること。

(4) 提出書類の取り扱い

- ・ 提出書類の返却はいたしません。
- ・ 組合は、審査または説明のため、提出書類を複製、頒布等することがあります。
- ・ 優先交渉権者の提出書類は、公開することができるものとします。それ以外は原則非公開としますが、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成 15 年 2 月 28 日条例第 2 号）の規定による請求に基づき、同条例第 7 条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

7. 審査・選定方法

別に設置する「児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会」により、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

書類審査及び面接審査（企画提案プレゼンテーション及び質疑応答）により選定します。
なお、面接審査の実施日程等詳細については、応募者全員に別途通知します。

(3) 審査項目

別紙「審査項目及び評価の視点」のとおり

(4) 選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を組合ホームページに掲載します。

(5) 辞退の手続き

公募への参加申し込み後、やむを得ない事情により面接審査を辞退する場合は、「辞退届（様式 3）」を事前に組合企画財政課へ提出してください。

8. その他

- ・ 公募に要した経費は、全て事業者の負担とします。
- ・ 提出した書類は、原則として記載内容の変更を認めません。

9. 申し込み・問い合わせ先

担 当： 君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課

所 在 地： 〒292-0832 千葉県木更津市新田 3-2-27

電 話： (0438) 25-6121

F A X： (0438) 22-7559

e-mail： kikaku@kouiki-kimitsu.jp

様式1

令和 年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課 宛

F A X : (0438)22-7559

e-mail : kikaku@kouiki-kimitsu.jp

説明会参加申込書

児童発達支援センター整備運営事業者の公募にかかる説明会について、次のとおり参加を申し込みます。

法人名		
代表者名		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	
当日の参加者名 (3名以内)		

様式2

令和 年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課 宛

F A X : (0438)22-7559

e-mail : kikaku@kouiki-kimitsu.jp

質 問 書

児童発達支援センター整備運営事業者の公募要項等について、次のとおり質問します。

法 人 名		
代 表 者 名		
担 当 者 名		
連絡先	電 話	
	FAX	
	e-mail	
(質問内容)		

* 質問事項は簡潔にまとめてください

令和 年 月 日

辞 退 届

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡 辺 芳 邦 様

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

児童発達支援センター整備運営事業者の公募への参加については、下記の理由により辞退いたします。

記

1. 辞退理由 ※辞退に至った理由を詳細に記載してください。

審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
1. 法人の適正	<p>以下の事項が具体的に示されており、共感できる内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募動機、基本理念 <p>以下の事項に問題がなく、運営主体としての適性が認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成、組織体制、事業推進 ・指導監査の対応、法令遵守 ・現在運営している児童福祉施設の状況 	10
2. 経営基盤	<p>以下の事項に問題がなく、安定した運営が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年の収支状況 ・過去3か年の債務状況 	20
3. 施設整備計画	<p>以下の事項が適正なものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地確保 ・建築工事の設計（設置基準） ・園庭、駐車場等の付帯工事 ・整備スケジュール ・資金調達 	30
4. 事業運営計画	<p>以下の事項が具体的に示されており、適正なものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・事業開始後3か年の収支見込 ・具体的な取り組み（職員確保、給食提供他 様式13の各項目） ・自主事業の提案 	40